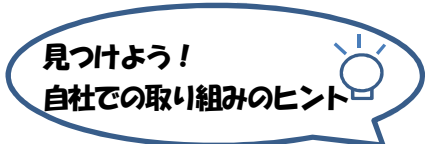


報道関係者 各位



令和5年12月25日(月)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 古江 俊博

課長補佐(高齢・障害担当) 坂梨 範子

高齢・障害者雇用対策係長 山下 恵

(電話) 052-219-5507 (ダイヤル)

「障害者雇用特例子会社見学会」を開催します **NEW**

愛知労働局(局長 ^{あべみつる}阿部 充)は、長期的な法定雇用率達成のために、特例子会社設立を検討する企業や障害者雇用の推進を図る企業を対象として、「障害者雇用特例子会社見学会」を開催します。

障害者の雇用には特別な配慮をして設立され、先進的な取り組みを行っている特例子会社の障害者雇用の現場を見学するとともに、会社担当者から採用・配慮事項・定着に向けた取組等について説明が受けられます。

1 開催日時・見学事業所(現地集合)

(1) 令和6年1月16日(火) 11:30~13:00

株式会社ゲオビジネスサポート 名古屋市中区富士見町8-8 OMCビル

(2) 令和6年1月25日(木) 10:00~11:30

豊通オフィスサービス株式会社 名古屋市中村区名駅4-9-8

(3) 令和6年1月30日(火) 13:30~15:00

株式会社デンソーブラッサム 刈谷市昭和町1-1

2 対象企業(各回20名)

特例子会社設立を検討している企業

障害者雇用の推進を図る企業

【特例子会社制度とは】

障害者雇用率制度においては、法定雇用率以上の障害者を雇用することが個々の事業主に義務付けられています。親事業主が、障害者の雇用には特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できる制度です。

【特例子会社の認定状況】(令和5年6月状況)

全国 598社

愛知 28社

障害者の特性に配慮した特例子会社を見学しませんか？

障害者雇用 特例子会社見学会

愛知県内にある「特例子会社」3社の見学会を開催します。実際の雇用の現場を見学し、会社での取組について聞くことができる貴重な機会です。ぜひご参加ください。

開催内容

- ✓ 会社説明
(採用、配慮事項、定着に向けた取組、親会社との関係等)
- ✓ 障害者雇用の現場の見学
- ✓ 質疑応答

定員各社20名



参加費
無料

小規模多店舗での障害者雇用。障害者雇用窓口を一元化。

1

株式会社ゲオビジネスサポート

日時：令和6年1月16日（火）11：30～13：00

場所：名古屋市中区富士見8-8 OMCビル8階（公共交通機関でお越しください）

業務内容 商品加工、検品、清掃、一般事務

2

豊通オフィスサービス株式会社

日時：令和6年1月25日（木）10：00～11：30

場所：名古屋市中村区名駅4-9-8（公共交通機関でお越しください）

業務内容 印刷郵便、HP・動画制作、マッサージ、社内売店運営、社有車運行等

3

株式会社デンソーブラッサム

日時：令和6年1月30日（火）13：30～15：00

場所：刈谷市昭和町1-1（公共交通機関でお越しください）

業務内容 社内郵便、文書の電子化・裁断、フロア清掃



業務の切り出し方

職場での配慮事項

定着に向けた取組

※申込み方法は裏面をご参照ください。

愛知局HP

愛知労働局 新着情報

検索



主催：愛知労働局 

特例子会社見学会の参加申し込み方法について

【お申し込み方法】以下の1又は2のいずれかの方法でお申し込みください。

- 1 以下の①から⑧をメール本文に記載し、
メールの件名に「特例子会社見学会」と記載して
参加申込先メールアドレスに送信してください。

- ①見学を希望する特例子会社名（表面の3社からお選びください）
- ②企業名
- ③適用事業所番号
- ④所在地
- ⑤連絡先（TEL）
- ⑥連絡先（メール）
- ⑦参加者の役職
- ⑧氏名

※左記①～⑧で記載いただいた内容は
当見学会関係連絡用以外に使用しません。

- 2 愛知労働局HP「特例子会社見学会」の申込書
(Excel) をダウンロードして必要事項を入力の上、メールに添付してください。



「特例子会社見学会案内ページ」



参加申込先（メール） : taisaku0508@mhlw.go.jp

申込み受付期限 : 令和5年12月28日（木）まで（先着順）

※定員に達し次第、締切とさせていただきます。

特例子会社とは

親事業主が、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしていると認定を受けた場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。この子会社を「特例子会社」といいます。

仕事の切り出し、配慮事項、定着のための取り組みなど
自社での取り組みのヒントを見つけませんか？

【お問い合わせ先】 愛知労働局 職業対策課 TEL052-219-5507